

福島県循環型社会形成推進計画 (骨子案)

令和 3 年 2 月

福島県

目次

第1章 計画改定の趣旨	○
第2章 計画の位置付け	○
第3章 計画の期間	○
第4章 福島県が目指す循環型社会	○
【ビジョン1】自然循環が保全された社会	
～多様な自然環境が保全された社会の実現～	○
【ビジョン2】適正な資源循環が確保された社会	
～地域循環システムが形成された社会の実現～	○
【ビジョン3】心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会	
～賢いライフスタイルの確立による	
環境に負荷をかけない社会の実現～	○
第5章 施策の体系	○
第6章 施策の展開	○
1 自然循環の保全	
～多様な自然環境が保全された社会を目指して～	○
(1) 森林の保全、整備等	○
(2) 持続性の高い農業生産方式の普及等	○
(3) 水産資源の適正な保存、管理等	○
(4) 健全な水の循環を保全するための総合的な管理	○
(5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全	○
(6) 野生動植物の保護管理	○
(7) 緑化の推進及び緑地の保全	○
(8) 自然再生の推進	○
(9) 県の工事等における健全な自然循環への配慮	○
2 適正な資源循環の確保等	
～地域循環システムが形成された社会を目指して～	○
(1) 資源及びエネルギー消費の抑制	○
(2) 再生可能エネルギー利用等の促進	○
(3) 環境への負荷を低減するための交通の円滑化	○
(4) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進	○
(5) 事業者による循環型社会の形成への取組の促進	○
(6) 環境物品等への需要の転換の促進	○
(7) 地産地消の推進	○
(8) バイオマスの利用促進	○
(9) 産業廃棄物の適正処理	○
(10) 環境の保全上の支障の防止及び除去等	○

3	心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換 ～賢いライフスタイルの確立による 環境に負荷をかけない社会を目指して～	○
(1)	循環型社会の形成に関する教育及び学習の進行	○
(2)	県民等の自発的な活動の促進	○
4	共通の施策	○
(1)	調査の実施	○
(2)	科学技術の振興	○
(3)	経済的措置	○
(4)	放射性物質対策の実施及び情報提供	○
第7章	計画の推進	○
第8章	進行管理	○
資料1	数値目標一覧	○
資料2	福島県における物質フローの概要	○
資料3	用語解説	○

第1章 計画改定の趣旨

本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、豊かな自然を始めとする本県の特性をいかした循環型社会^{*}を形成するため、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づき、平成18年3月に「福島県循環型社会形成推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

計画に基づき、条例の基本理念である「自然循環^{*}の保全」、「適正な資源循環^{*}の確保等」及び「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」を実現するため、計画的な森林の整備や環境負荷の少ない農業の普及、再生可能エネルギー^{*}導入量の増加、県民による環境保全活動の展開などを積極的に進めてきました。さらに、平成23年3月の計画期間満了に合わせ、本県を取り巻く循環型社会の状況を踏まえ、条例の基本理念に基づくビジョンを明確にする等の改定をしました。

平成27年3月には、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、「原発事故」という。）に伴う深刻かつ多大な影響を踏まえ、東日本大震災等からの復興・再生に向けた取組との調和を図るため、「循環型社会の機能回復から推進へ」と展開を図るなどの改定をしました。

環境を取り巻く国際的な潮流としては、平成27年に様々な環境問題を背景に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が策定され、また、平成28年には温室効果ガスの排出削減を目標にした「パリ協定」が発効されるなど、持続可能な社会の実現を目指した国際協調の取組が進められています。

国においても、平成30年に第5次環境基本計画が策定され、国際的潮流に加えて、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」の概念が構築されました。

本県においては、東日本大震災と原発事故による電気エネルギーのひっ迫などを背景に、廃棄物のエネルギー利用の重要性が改めて認識されるとともに、再生可能エネルギーの導入や、バイオマス資源の活用などによる資源循環の必要性が高まり、導入の取組が進みつつあります。

一方、家庭ごみの排出増加などにより、本県の1人1日当たりのごみ排出量や一般廃棄物のリサイクル率については、全国的にも下位レベルであることから、廃棄物対策を一層推進する必要があります。

また、パリ協定や国における2050年カーボンニュートラル宣言、新たな感染症対策に伴う生活様式の変化など、社会情勢が大きく揺れ動いています。

こうした動向を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政等と連携のもと、これまでの取組を一層進展させ、豊かな自然環境や安全で良好な生活環境を次世代に引き継いでいくため、計画を改定し、今後取り組むべき施策を効果的かつ的確に推進することとします。

また、これらの取組を進めることにより、関連する持続可能な開発目標（SDGs）のゴールの到達を目指します。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

SDGsは社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールと169のターゲットで構成されており、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標とされています。



【Goal 1】 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



【Goal 2】 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、福祉を促進する



【Goal 3】 全ての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【Goal 4】 質の高い教育をみんなに
すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する



【Goal 5】 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



【Goal 6】 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



【Goal 7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



【Goal 8】 働きがいも経済成長も
包括的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



【Goal 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



【Goal 10】 人や国の不平等をなくそう
各国内および各国間の不平等を是正する



【Goal 11】 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する



【Goal 12】 つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



【Goal 13】 気候変動に具体的な対策を
気候変動およびその影響を軽減するために緊急対策を講じる



【Goal 14】 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



【Goal 15】 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する



【Goal 16】 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



【Goal 17】 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 計画の位置付け

計画は、条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」であり、「福島県総合計画」の部門別計画である「福島県環境基本計画」を推進するための個別計画として位置付けられるものです。

また、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」、「福島県廃棄物処理計画」や「福島県地球温暖化対策推進計画」等との関連のもとに策定するものです。

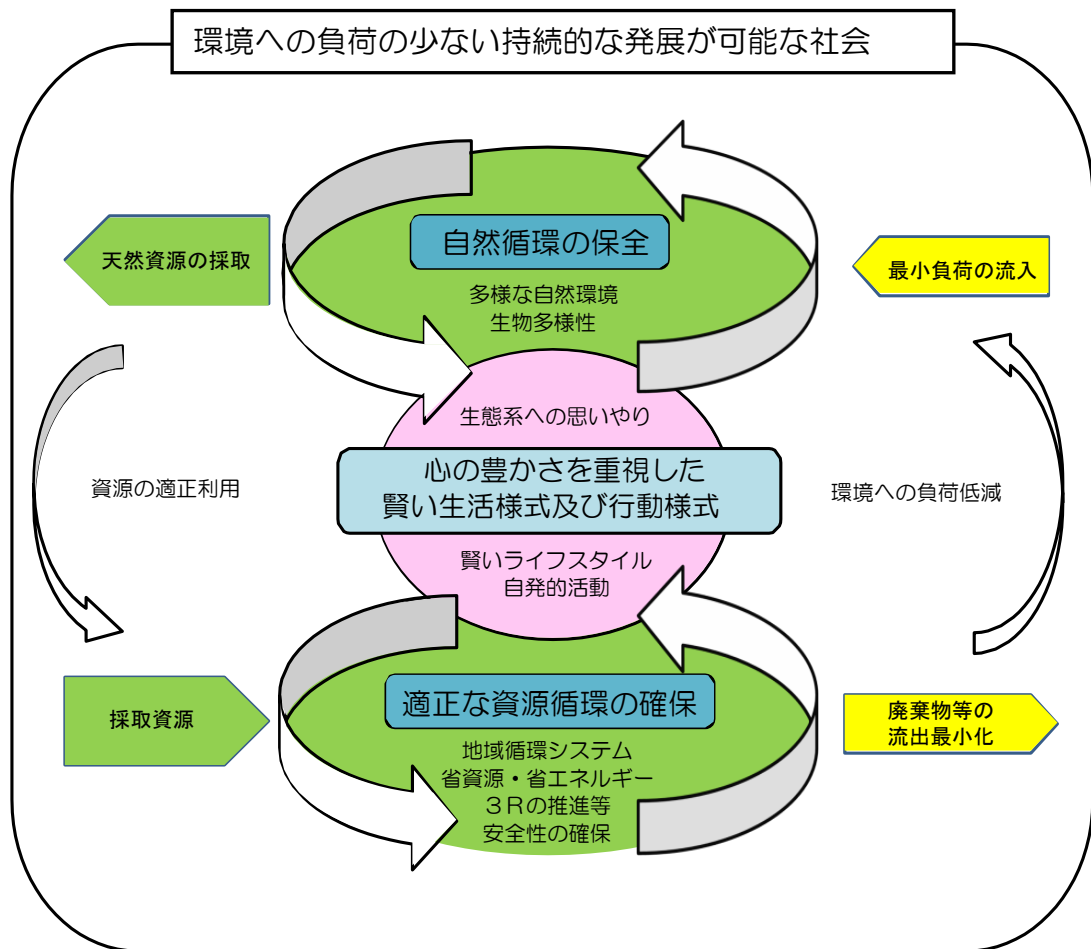
第3章 計画の期間

「福島県総合計画」が描く自然環境、低炭素・循環型社会の将来展望をもとに、令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする9か年計画です。

第4章 福島県が目指す循環型社会

条例が示す循環型社会とは「適正な資源循環が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会」です。

計画では、条例が示す循環型社会の将来の実現を目指して、次の3つのビジョンを掲げて取組みを進めていきます。



【ビジョン1】

自然循環が保全された社会

～多様な自然環境が保全された社会の実現～

人が活動するにあたっては生態系への思いやりを優先し環境への負荷低減を図り、生物多様性が保たれ豊かな自然環境が守られるとともに、自然界における物質循環が健全に保たれた、自然の恵みを将来にわたって享受できる多様な自然環境が保全された社会の実現を目指します。

【ビジョン2】

適正な資源循環が確保された社会

～地域循環システムが形成された社会の実現～

産業、行政、学校、家庭等が一丸となった省資源・省エネルギーによる低炭素社会へ向けた取組や廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の3Rの推進の取組が定着するとともに、地域の特性や循環資源の性質に応じた最適な規模での地域循環システムが形成された社会の実現を目指します。

【ビジョン3】

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

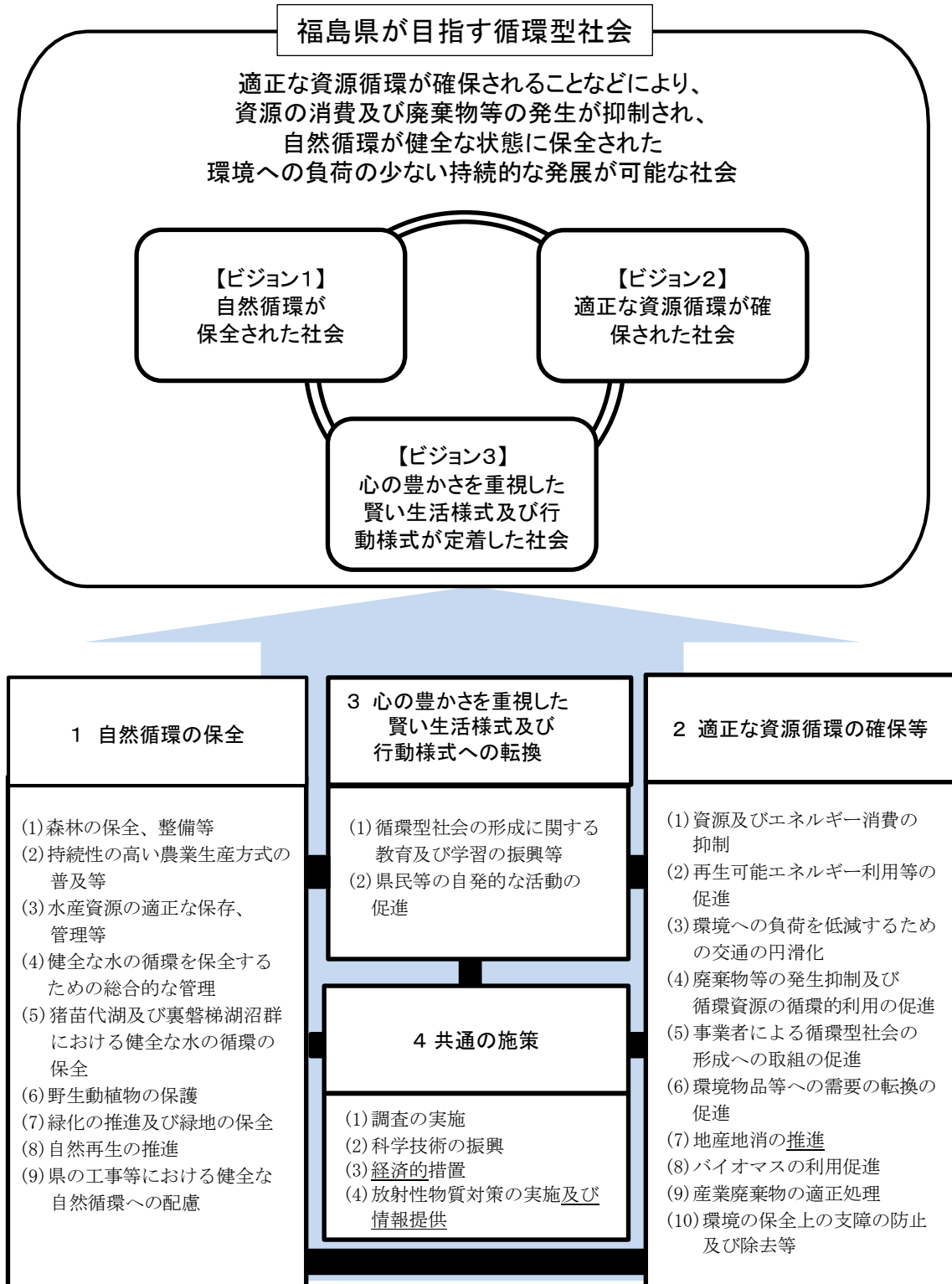
～賢いライフスタイルの確立による

環境に負荷をかけない社会の実現～

県民一人ひとりが、自然環境や廃棄物などの環境問題に関して環境の保全が最優先される課題であると認識し、その解決方法について自ら考える能力を身に付け自ら積極的に行動するなど、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけない社会の実現を目指します。

第5章 施策の体系

施策の体系は次のとおりです。



第6章 施策の展開

1 自然循環の保全

～多様な自然環境が保全された社会を目指して～

福島県は、県土の約70%を森林が占め、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される良好な水環境や、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園や日光国立公園などの豊かな自然と優れた景観を有しています。

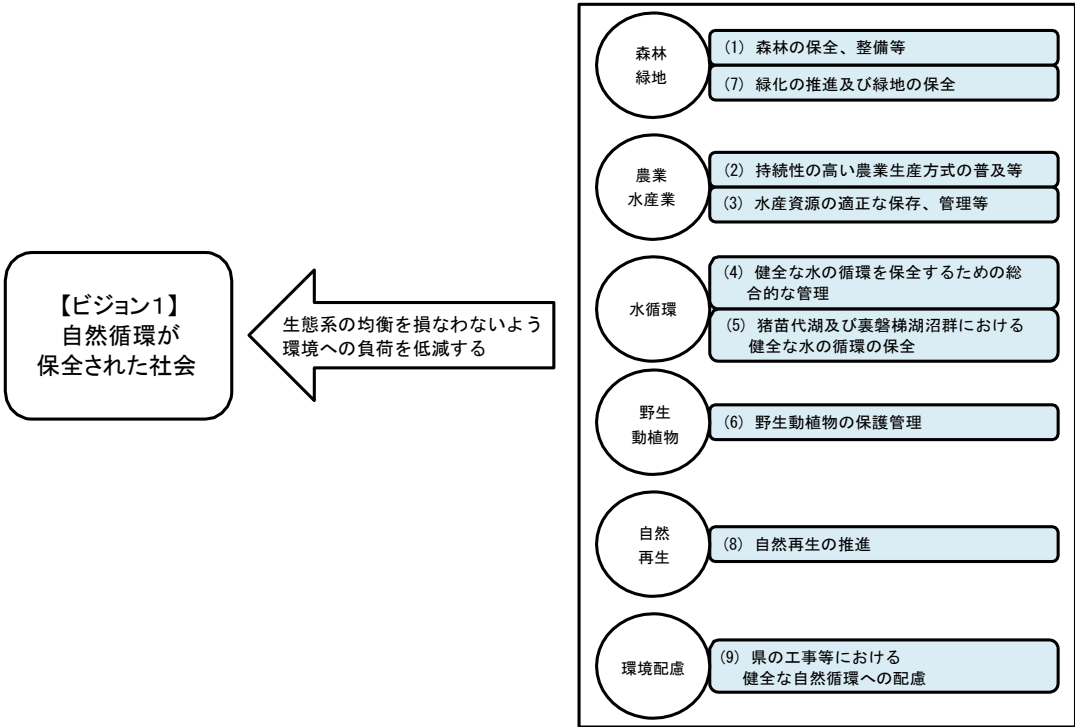
また、様々な地形や自然条件の中で、多様な動植物が生息・生育しています。これらの豊かな自然環境は、森林による二酸化炭素吸収など多面的な機能を始め、清らかな水環境や様々な農林水産物等、私たちの生活に多くの恵みを与えてくれます。本県では、自然循環が健全に保たれるよう、計画的な森林整備や環境と共生する農業の推進、水質保全や水資源の適正な利活用による健全な水循環の確保、県民ボランティアとの協働による野生動植物の保護等を行ってきました。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災により、特に、沿岸域において、がれきや土砂の流入、海岸林の流出などがあつたほか、希少な野生動植物の生息地が大きく改変されるなど、様相が変化しました。また、原子力災害により大量の放射性物質が放出され、県土の環境が汚染されました。

震災以降、本県の自然公園利用者数は、震災前の7割程度で推移しています。本県の豊かな自然環境と美しい景観を次世代に引き継いでいくためには、自然環境の保全と自然公園の多様な自然資源等の適正な利用に向けた取組が必要です。

こうした中、環境省と福島県は、平成31年4月に「ふくしまグリーン復興構想」を策定し、令和2年8月には「福島復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結しました。これらに基づき、県内の自然公園の魅力向上に向けた取組を着実に推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図るとともに、自然保護意識の醸成を促進することにより、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現を目指します。

自然循環の保全に関する施策



(1) 森林の保全、整備等
ア 現状と課題



森林は、水源のかん養、自然環境の保全、二酸化炭素の吸収源、木材の供給等の多面的機能を有し、循環型社会の形成や低炭素社会への転換に果たす役割が大きいことから、計画的な森林整備を進めてきました。

しかし、原子力災害に伴う放射性物質の影響により森林整備が停滞し、森林の荒廃やそれに伴う多面的機能の低下が懸念されます。

また、近年頻発している局地的な集中豪雨等による山地災害のリスクを低減させるためには、森林の持つ土砂崩壊防止機能等の維持・増進を図ることが重要です。

このような状況において、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるためには、森林への放射性物質の影響を検証しながら、森林の再生を図る必要があります。

さらに、森林の機能区分に応じた多様な森林施策を支援するとともに、市町村、森林組合等との連携を図り、将来にわたり、森林を適正に整備していく必要があります。

森林整備を推進するためには、林業事業者の安定的な確保と森林組合等の林業事業者の経営基盤の強化が必要です。

植樹祭等森林（もり）づくりイベントや企業、団体等の森林（もり）づくりなどを支援し、すべての県民で森林を守り育てるという意識の更なる醸成を図る必要があります。

イ 施策の方向性

森林による二酸化炭素吸収の促進や放射性物質の拡散抑制対策と併せて間伐等森林整備の着実な推進、森林の諸機能等を踏まえた多様な森林の整備・保全に必要な施策を行

います。

また、新規就業者の確保・定着などにより林業を担う人材の確保や育成を図るとともに、放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生対策を推進するほか、県産木材の安定供給や製材用から燃料用に至る様々な用途への需要の拡大など必要な施策を行います。

森林とのふれあい施設を含めた森林（もり）づくりに係るフィールド等の的確な情報提供を行い、企業・団体等が行う森林（もり）づくり活動を支援します。 県民が森林・林業の重要性や森林の有する多面的機能についての理解を深め、自発的な森林の整備や保全に関する活動が促進されるよう普及啓発活動に努めるなど、森林（もり）づくり活動が次の世代へつながるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(2) 持続性の高い農業生産方式の普及等

ア 現状と課題



これまで本県では、全国に先駆けて土づくりと化学肥料・化学合成農薬の削減を一体に行う、有機栽培、特別栽培、エコファーマーなどの「環境と共生する農業」を推進してきました。

東日本大震災・原子力災害により、「環境と共生する農業」の取組が停滞したことから、今後、自然環境に配慮した環境負荷の低減や持続的な農業生産の実現に向けて、「環境と共生する農業」の一層の推進を図る必要があります。

また、原子力災害に伴う放射性物質の影響により、たい肥等の有機性資源の資源循環が停滞したことから、有機性資源の循環利用の促進が求められています。

さらに、農業・農村の過疎化・高齢化による担い手の減少が続いており、農業用施設等の管理不足や遊休農地※の増加等により農業・農村が持つ多面的機能の低下が危惧されていることから、農業・農村の有する多面的機能の維持・増進を図るため、農地・水・環境を守る地域共同活動や中山間地域等における農業生産活動を継続して支援する必要があります。

イ 施策の方向性

自然環境に配慮した環境負荷の低減や持続可能な農業の実現に向けて、有機農業をはじめたどした環境と共生する農業を推進するとともに、たい肥など有機性資源の循環利用を促進します。

また、被災した農地等の生産基盤の早期復旧とともに、農業の生産活動を通じた多面的機能の維持・増進を図るため、多様な主体の参加による農業水利施設※等の適正な管理や遊休農地の発生防止・解消のための必要な施策を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(3) 水産資源の適正な保存、管理等



ア 現状と課題

海面では、東日本大震災で被災した水産関連施設等の復旧が進み、原子力災害により措置された海産魚介類の出荷制限指示は令和2年2月に全て解除され、今後の操業拡大に向けた取組等を継続して実施していく必要があります。

また、一部の河川・湖沼における淡水魚で出荷・採捕制限等の措置が継続しており、遊漁者数や養殖魚出荷量の減少が続いています。

さらに、漁業就業者数は、東日本大震災以前からの減少・高齢化に加え、東日本大震災及び原子力災害により大きく落ち込みました。沿岸漁業の試験操業等の取組により回復が進んでいますが、漁場環境保全や資源管理に取り組む担い手の確保や育成が課題となっています。

イ 施策の方向性

水産関連施設等の生産基盤の復旧を継続するとともに、操業拡大に伴う水産資源の適切な保存及び管理、合理的な利用を図るための資源管理体制の充実、効果的な管理手法の開発等の取組など、水産資源を管理しながら水揚金額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に必要な施策を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○



(4) 健全な水の循環を保全するための総合的な管理

ア 現状と課題

県民や民間団体、企業、行政などの積極的な参加と連携により健全な水循環の保全を進めてきましたが、引き続き水辺における活動へ安心して参加できる環境づくりを進める必要があります。

公共用水域※や地下水については、水質測定計画※に基づき水質汚濁状況を監視するとともに、工場・事業場に対して立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を監視・指導していますが、公共用水域の水質環境基準を達成するため、工場・事業場等の水質汚濁源の対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策を更に推進する必要があります。

また、海水浴場や湖水浴場等においては、放射性物質の現状を把握し、安全・安心を確保する必要があります。

さらに、降雨時における浸水被害の低減などのため、街路事業において透水性舗装による歩道整備を進めてきており、引き続き環境への負荷を低減するための施設整備を促進する必要があります。

イ 施策の方向性

「うつくしま『水との共生』プラン※」に基づき、上下流や地域、流域間の連携・交流を促進するため必要な施策を行います。

また、「福島水資源総合計画※」に基づき、安全で持続可能な水循環社会の形成のために必要な施策を行います。

「福島県水環境保全基本計画※」に基づき、水環境保全施策を総合的かつ計画的に展開します。

農業集落排水施設については、施設の老朽化による維持補修、更新整備が必要な状

況にあることから、施設機能診断を行い、更新計画を立て適時適切な施設更新を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○



(5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

ア 現状と課題

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、その自然環境は県民のみならず国民共有の財産といえます。このかけがえのない良好な水環境が悪化することを未然に防止し、美しいまま将来の世代へ引き継いでいくことが重要です。

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づいて、水環境の保全に向けて取り組んでいますが、猪苗代湖のCOD上昇など、水質変動が懸念されています。

イ 施策の方向性

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることを考慮して、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画※」に基づき、従来から行っている総合的な施策に加え、県民と協働した更なる水質保全活動の実施など、健全な水の循環が保全されるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○



(6) 野生動植物の保護管理

ア 現状と課題

県民ボランティアとの協働や特定鳥獣保護管理計画の策定等により、野生動植物との共生を図っています。しかしながら、生物多様性の観点から重要な野生動植物の生息・生育環境は、開発行為等による環境の変化や外来生物の増加等により脅かされています。また、イノシシやニホンジカなどの野生鳥獣の生息環境等の変化により生息域が拡大し、農業被害や人的被害が増加しています。

このため、野生動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全するとともに、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きている野生鳥獣等については、集中的に管理するなどの対応が必要となっています。

イ 施策の方向性

「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、生物多様性の保全とその恵みを将来の世代に継承していく仕組づくりその他必要な施策を行います。

また、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きている野生鳥獣等の積極的な管理を行うなど、被害防止のため総合的な対策を進めていきます。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(7) 緑化の推進及び緑地の保全



ア 現状と課題

樹木などの緑は、潤いのある生活空間の形成、大気の浄化、地球温暖化防止や生物の多様性の保全等多くの機能を有します。本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、緑化の啓発や緑化技術の普及活動、都市公園の整備等を推進してきました。

しかし、原子力災害の影響により緑化等の活動が一時停滞していることから、植樹活動や育樹活動などの森林づくりの支援を行い、県民の自発的な緑化活動を更に促進する必要があります。

イ 施策の方向性

森林だけでなく、公園等の都市部の緑も重要であることから、都市公園の整備と適切な維持管理、緑化技術の普及推進等により、緑化を推進するとともに、緑地を保全するために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(8) 自然再生の推進



ア 現状と課題

人の活動によって過去に損なわれた自然環境を再生するため、専門家による調査やボランティア等による植生復元等の取組を行っています。

県民参画型の自然再生に向けた活動が持続的かつ広域的に展開されることが重要であり、幅広く担い手を育成するほか、活動の支援を行う必要があります。

イ 施策の方向性

自然環境への負荷を低減させるため、遊歩道等の公共施設の整備や管理を行うほか、自然環境の再生活動を行う団体等と連携しながら植生復元等の取組を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(9) 県の工事等における健全な自然循環への配慮



ア 現状と課題

県有建築物の新築時における環境性能（エネルギー消費性能）の向上はもとより、既存建物の環境性能をより一層向上させるために、引き続き、既存県有建築物のエネルギー消費性能評価及び運用改善を実施する必要があります。

また、地域住民や自然保護団体などの理解を得ながら動植物への影響が少なくなるような河川・道路の整備を進めており、引き続き自然循環が健全な状態に保全できるよう、調査設計段階における工夫や工事施工時の配慮に取り組む必要があります。

さらに、規模が大きく、環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、環境影響評価制度等を適切に運用し、環境の保全に十分に配慮して事業が行われるようにする必要があります。

イ 施策の方向性

土地の形状の変更、建築物・工作物の新設等の工事の実施に当たっては、環境への負荷の低減を図るとともに、地域住民や自然保護団体等の理解を得ながら計画することにより、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮します。

また、豊かな自然を保全するとともに、環境への負荷を可能な限り少なくするため、地域の植生に配慮した法面緑化など動植物・生態系等の自然環境に配慮した道路整備を進めます。

さらに、「環境影響評価法」、「環境影響評価条例」に基づく手続きが適切に行われるよう事業者に対して指導等を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

2 適正な資源循環の確保等

～地域循環システムが形成された社会を目指して～

従来の大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムは、自然界から多くの資源を獲得し、消費する過程で多くの廃棄物を排出したり、自然界に大きな負荷を与えることにより、地球環境を損なってきました。自然環境の悪化や天然資源の枯渇、また化石燃料の消費による地球温暖化は、人類その他の生物の生存そのものに関わる大きな問題となってきました。

本県では、省資源・省エネルギー等の地球温暖化対策を県民・事業者・行政等のあらゆる主体が一体となった県民総ぐるみの運動として展開するとともに、再生可能エネルギーの導入や3Rの推進、バイオマスの利活用等を図り、適正な資源循環の確保等に取り組んできました。

東日本大震災等を機に省エネルギーの機運や再生可能エネルギーへの期待が高まりました。また、国が平成30年に策定した第5次環境基本計画において「地域循環共生圏」の創造を目指すとするなど、適正な資源循環の確保の一層の推進が求められています。

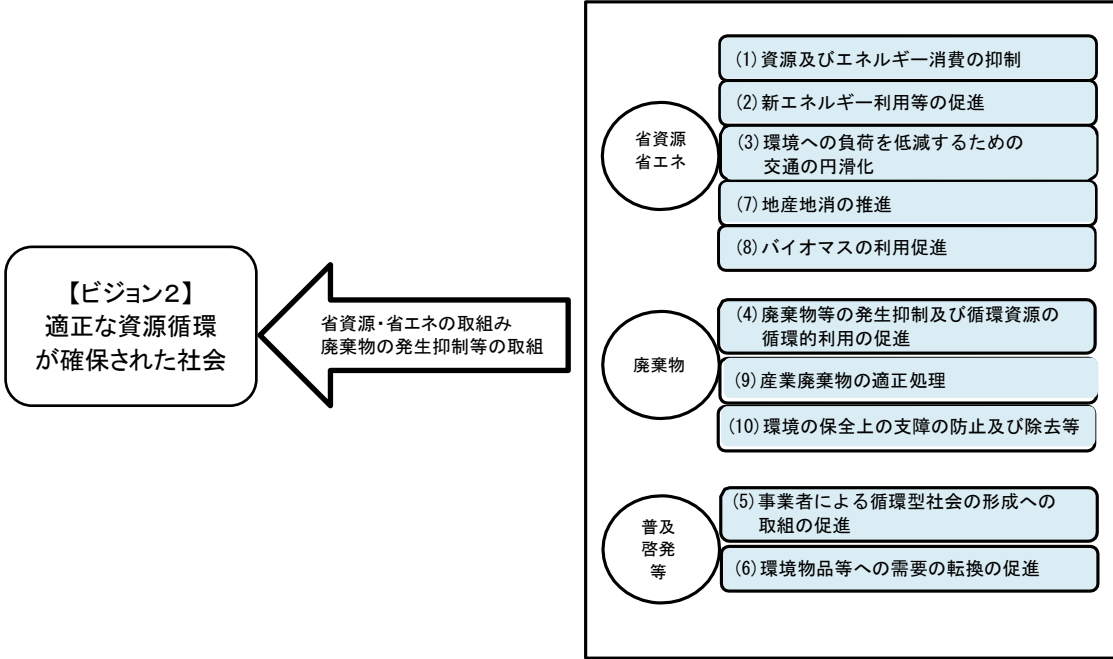
平成29年度を対象として実施した本県の物質フロー調査によれば、東日本大震災前と比較して資源投入量の増加や資源生産性の悪化が見られましたが、循環利用量の増加による循環利用率の上昇や最終処分量の減少による最終処分率の増加が見られ、これらは国と同程度の水準となっています。（巻末資料「福島県における物質フローの概要」参照）

適正な資源循環を確保するためには、化石燃料等の資源やエネルギーの消費抑制を図ることが大切です。併せて、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を促進することは、地球温暖化対策の推進の面からも重要です。

また、廃棄物の発生抑制やリサイクル、適正処理をより一層促進する必要があります。さらに、輸送エネルギーの低減や地域における資源循環を促進するためには、地産地消※や地域で産するバイオマスの利活用を促進するなど、地域の特性や資源の性質に応じて最適な規模での地域循環が形成されることが重要です。

これらのことから、次の施策に取り組めます。

適正な資源循環の確保等に関する施策



(1) 資源及びエネルギー消費の抑制



ア 現状と課題

平成27年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、令和2年以降の新たな温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として2℃目標を設定するとともに、1.5℃に抑える努力を追求することに言及し、各国が温室効果ガス排出削減の自主目標を設定し地球温暖化対策に取り組んでいくこととしています。

東日本大震災を契機として、省資源・省エネルギーの意識が高まりました。国内の温室効果ガス排出量（※）は、省エネ等によるエネルギー消費量の減少や、再生可能エネルギーの拡大などにより減少傾向にあります。

本県における温室効果ガスの排出量についても、平成29年度実績において平成25年度比▲12.6%（調整後排出量）と減少していますが、令和2年度目標である平成25年度比▲25%に対して約5割の達成状況となっており、地球温暖化の緩和策及び気候変動への適応策を両輪とした、より実効性のある温暖化対策が必要となっています。

イ 施策の方向性

「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、東日本大震災等からの復旧・復興を最優先事項としつつ、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となり、経済発展との調和を図りながら、県民総ぐるみの地球温暖化対策を強化します。また、県民会議との連携強化などによる徹底的な省資源・省エネルギー対策を推進していくことに加え、再生可能エネルギーの導入拡大や県産水素の利活用推進、資源の循環利用の一層の促進等による地球温暖化対策を目指します。

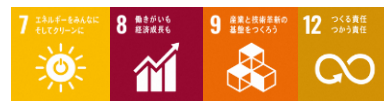
【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(2) 再生可能エネルギー利用等の促進



ア 現状と課題

再生可能エネルギーの推進については、本県復興の基本理念の一つである「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を具体化する大きな柱であり、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン※（改訂版）」において、「2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」こととしています。

2019年度（令和元年度）の導入状況は、県内のエネルギー需要と比較して34.7%となっており、目標達成に向けてより一層の再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。

イ 施策の方向性

「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向け、エネルギー・エージェンシーふくしまを核として、企業間のネットワーク構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援するなど、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積の推進に向けて必要な施策を行うなど、再生可能エネルギー

ギーの導入拡大を図るとともに、県内における地産地消を推進し、地域内経済循環につなげます。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(3) 環境への負荷を低減するための交通の円滑化



ア 現状と課題

車社会の進展、少子化等の影響により公共交通機関利用者は減少傾向にあるため、公共交通機関の利用を働きかけています。

しかし、東日本大震災等により、JR常磐線やJR只見線に一部不通区間が生じました。JR常磐線については、令和2年3月14日に全線運転再開しましたが、JR只見線についても、引き続き、国、関係市町村等と連携・協力し、早期復旧に向けて取り組む必要があります。

また、エネルギー消費の抑制や環境への負荷を低減するため、交通渋滞の緩和や通過時間の短縮、自転車等への転換を図ることが必要です。

イ 施策の方向性

公共交通機関の維持確保や利用拡大のために必要な施策を行います。

また、交通渋滞等に伴うエネルギーの消費は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出増加にもつながることから、道路の改良その他交通の円滑化のために必要な施策を行います。

さらに、福島議定書事業（事業所版）等を通じ、自転車通勤や公共交通機関の利用を呼びかけます。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(4) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進



ア 現状と課題

一般廃棄物※の減量化については、一人一日当たりのごみ排出量は東日本大震災の影響により大幅に増加し、ここ数年減少傾向にあるものの全国下位レベルで推移しています。また、国内で年間600万トン以上発生し、国民一人一日当たり換算するとお茶碗一杯分のご飯の量にもなる食品ロス、その削減に対する意識が消費者や事業者徐徐に浸透していますが、令和元年度に「食品ロス削減の推進に関する法律」が制定されたことなどを踏まえ、更なる取組の促進が必要です。さらに、リサイクル率についても全国下位レベルで推移していることから、今後もごみ減量化及び分別を徹底するなど取組を強化する必要があります。一方、東日本大震災や令和元年東日本台風などでは大量の廃棄物が発生したことから、今後の大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を適切かつ円滑に処理するための体制を確保する必要があります。

海岸漂着物については、海岸に漂着するごみや、海洋に漂流するごみ等が船舶の航行や漁業環境の支障になっていること、海洋に流出するプラスチックごみ等が国際的な問題になっていることから対策を推進する必要があります。

産業廃棄物の排出抑制については、東日本大震災後一時的に排出量が増加したものの、全体として減少傾向にあり、近年は震災前より少ない状況となっています。また、再生利用率については、震災後上昇し、全国平均とほぼ同程度となっています。早期の循環型社会形成に向け、今後も排出抑制等の取組を強化する必要があります。

イ 施策の方向性

「福島県廃棄物処理計画」及び「福島県分別収集促進計画」に基づき、県民及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生抑制や発生した廃棄物等の適切な再使用、再生利用等を一層促進するための情報の提供等を行います。

また、食品ロス削減推進計画の策定に取り組むとともに「食べ残しゼロ協力店」の募集、認定など、食品ロス削減に向けた取組を促進します。

さらに今後の大規模災害の発生に備え、災害廃棄物の処理やリサイクルを円滑に行うための体制の確保を図ります。

リサイクル率向上のため、県が行う工事等において「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の更なる利用拡大を図るとともに、市町村や事業者に対し利用の働き掛けを行います。

「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進します。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○



(5) 事業者による循環型社会の形成への取組の促進

ア 現状と課題

事業活動に伴う廃棄物の発生、非効率なエネルギー利用等が環境に対して負荷を与えていることから、これらの抑制、改善に向けた事業者の取組への支援、講習会等の開催や専門家の派遣による助言等により、引き続き様々な産業分野における廃棄物の発生抑制・リサイクルや省エネルギー対策を推進する必要があります。

また、エコ・リサイクル製品の利用を拡大していく必要があります。

イ 施策の方向性

事業者による廃棄物の発生抑制・リサイクルや省エネルギー政策を促進するため、これらに取り組む事業者への支援、講習会等の開催や、様々な主体と連携した情報発信などによる意識の啓発などの施策を行います。

また、イベントの開催等を通し、事業者に対するエコ・リサイクル製品の紹介や利用の働き掛けを行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(6) 環境物品等への需要の転換の促進



ア 現状と課題

環境負荷低減のため、グリーン購入※により、環境に配慮した商品を積極的に購入することが求められていますが、環境物品等に関する情報が多様であることから、県民へ適切な情報を提供する必要があります。

また、県は、一事業者として、グリーン購入について率先して取り組む必要があります。

イ 施策の方向性

県民等が物品の購入等に当たって、省資源・省エネルギー型の環境に配慮した商品等を選択するための情報提供その他の必要な施策を行います。

また、県は、「グリーン購入法※」に基づき、環境に配慮した物品等を優先的に選択します。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(7) 地産地消の推進



ア 現状と課題

地域内で生産から消費まで完結できる地産地消の取組は、地域資源の有効活用や地域経済の好循環に寄与するだけでなく、新型コロナウイルス流行下における移動制限に伴う生産活動の減少や物流寸断等に対応するものとして重要な意義を持つことから、「地産地消月間」や「地産地消シンボルマーク」の取組等を通じて、県民及び県内企業等による更なる地産地消を推進していく必要があります。

また、地域の特性や循環資源の性状等に応じて地域間で補完し合う「地域循環共生圏」による地産地消の循環形成を推進する必要があります。

さらに、県内で生産された再生可能エネルギーは、系統接続されることが多いことから、地域内経済の好循環を進めるため、地産地消を推進する必要があります。

原子力災害に伴う放射性物質の影響により、県産農林水産物等の利用を控える傾向が依然として一定程度あるため、県産農林水産物に対する理解を促進する必要があります。

イ 施策の方向性

「地産地消月間」等により、県民及び県内企業等の地産地消への取組の促進に努め、普及啓発を通して地域活性化を図ります。

また、地域住民、事業者、NPO・NGO、有識者等と連携し「地域循環共生圏」の形成を推進し、資源の循環、生物多様性の確保、低炭素化等のため必要な施策を行います。

す。

さらに、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

県産農林水産物等に対する不安や風評を払拭し、利用を促進するため、モニタリング検査や情報提供などを行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(8) バイオマスの利用促進



ア 現状と課題

現在利用されていないバイオマスは、地球温暖化防止やエネルギーの地産地消の観点からも、エネルギー源としての有効活用が求められています。

バイオマスの総合的な利活用を実現していくためには、県民や事業者、市町村等が、それぞれの役割に応じて様々な取組を進めるとともに、各主体が連携して、地域全体で推進することが必要です。

イ 施策の方向性

バイオマスの総合的な利活用を推進していくため、県民に対して広く普及啓発活動を行うとともに、必要な施策を推進します。

また、地域内の資源循環体制を再構築し、たい肥等有機性資源の利活用の推進を図るとともに、「福島県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマス利活用の総合的かつ効果的な推進を図ります。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(9) 産業廃棄物の適正処理



ア 現状と課題

産業廃棄物処理施設等の立入検査の実施等により、適正処理の指導を行っていますが、事業者等の適正処理を推進していくためには、継続した立入検査や実態調査等の実施が必要となっています。

また、産業廃棄物の大規模な不法投棄は減少傾向にありますが、事案は悪質かつ巧妙化しており、不適正行為等を防止するため、引き続き不法投棄防止対策を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

「福島県廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の適正処理と不法投棄の未然防止のため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○○

(10) 環境の保全上の支障の防止及び除去等



ア 現状と課題

環境中の大気や水質の常時監視を行うとともに、工場・事業場や廃棄物処理施設からの排出ガスや排出水の監視を実施しています。環境の保全上の支障を引き続き防止するため、環境中や発生源の監視を実施するとともに、工場・事業場による化学物質の排出削減等の自主的取組の促進、事業者のアスベストの飛散防止対策やフロン類の適正管理を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

廃棄物等の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の発生の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「フロン排出抑制法」等に基づき必要な施策を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○○

3 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換 ～賢いライフスタイルの確立による 環境に負荷をかけない社会を目指して～

これまでの豊かで便利な生活は、資源やエネルギーの大量消費や不用となったものの大量廃棄につながり、環境汚染等の様々な環境問題を引き起こしてきました。

近年、温室効果ガスの排出による気温の上昇により、世界各地で多くの異常気象が発生しています。本県においても、令和元年東日本台風等による甚大な被害が生じています。

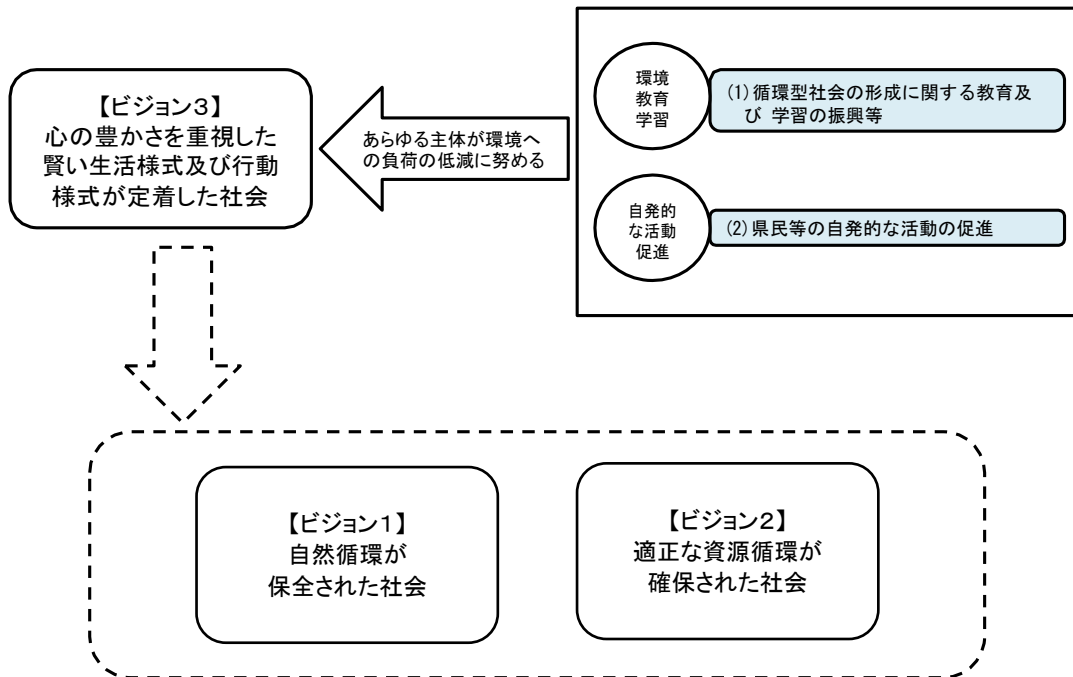
これらの問題を解決するために最も大切なのは、県民一人一人が環境問題に対する高い意識を持ち、心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式に転換し、主体的に行動することです。

本県では、県民の環境問題に対する意識を高めるため、環境教育の推進を図るとともに、県民等が取り組む自発的な活動の促進を図ってきました。これにより、県民の環境問題に関する意識や行動は高まってきました。

しかしながら、地球温暖化は今後も一層進むと予測されており、また、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大しており、これまでの経済社会システムを変革し、脱炭素と経済の好循環、新しいライフスタイルへの転換を図るとともに、豊かな自然を始めとする本県の特性をいかした持続可能な循環型社会を形成するために、県民一人一人が環境への負荷を低減する取組を率先して実行しながら、県民、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体が幅広く連携しながら、県民総ぐるみの取組を一層推進していくことが重要です。

これらのことから、次の施策に取り組みます。

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換に関する施策



(1) 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

ア 現状と課題

体験型・実践型の環境教育・学習の推進などにより、環境保全意識の啓発や実践活動が展開されてきましたが、新型コロナウイルス感染症に対応する「新しい生活様式」に基づきながら、実践活動がしやすい環境づくりを行うことが必要です。

また、引き続き、県民、民間団体、事業者、行政等の多様な主体の環境保全・回復の活動を促進するため、「福島県環境教育等行動計画」に基づき環境教育を推進し、環境保全・回復の意欲を増進していく必要があります。

さらに、多様な環境学習プログラムにより、県民が自主的に学習する機会の増加を図るとともに、実践活動や自発的な活動を支援していく必要があります。

イ 施策の方向性

県民、民間団体、事業者、市町村等の各主体の自主的な環境教育を支援するため、情報や教材の提供など環境教育の基盤充実に努めます。併せて、地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実に努めるとともに、地域、学校等における指導者の育成に努めます。

さらに、SDGsの観点を含めた地域課題探究活動を一層推進する必要があります。



【具体的な施策】

○○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○○

(2) 県民等の自発的な活動の促進



ア 現状と課題

循環型社会の形成や県土の環境保全を推進するためには、県民のより一層の意識向上を図り、県民一人一人が自らの問題であると認識し、自発的に環境保全活動に取り組むとともに、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が協働しながら、自発的かつ連携した環境保全活動を実践することが重要です。

本県における環境保全活動の県民運動の推進母体である「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」には88の団体が参加しています。

イ 施策の方向性

循環型社会の形成に向けた取組を、県民、事業者、行政等のあらゆる主体の役割分担と連携による県民総ぐるみの運動として推進するとともに、一人一人の活動を促進するための意識醸成を図ります。

地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携しながら、家庭や地域において、省資源・省エネルギーや3Rの推進等の取組を始め、マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参の推進の取組など県民等の循環型社会の形成につながる自発的な活動を更に促進するため、普及啓発を強化します。

【具体的な施策】

○○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○○

4 共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

(1) 調査の実施

県民等の循環型社会の形成についての意識の変化などに関する情報収集を行います。

(2) 科学技術の振興



ア 現状と課題

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて、ふくしま発関連技術への支援のほか、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所を核とした産学官連携による研究開発が進められるなど、産学官による共同研究は着実に増えており、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向けて、引き続き、取組を進める必要があります。

また、「福島県農林水産業の試験研究推進方針」に基づき、環境への影響が少ない農林水産業を進めるための生産技術開発等を推進していきます。

イ 施策の方向性

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて、エネルギー・エージェンシーふくしまを核として、福島再生可能エネルギー研究所を始めとした関係機関と連携を図りながら、企業間のネットワーク構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的な支援を行います。

また、「福島県農林水産業の試験研究推進方針」に基づき、環境への影響が少ない農林水産業を進めるための生産技術開発等を推進のため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○

(3) 経済的措置



ア 現状と課題

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化やその適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物税※、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費に充てることを目的とした森林環境税※、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的とした森林環境譲与税を活用して、循環型社会の形成に向けた施策を実施してきました。

今後、これらの財政的措置を効果的に活用しながら施策を実施していく必要があります。

イ 施策の方向性

産業廃棄物税や森林環境税、森林環境譲与税を活用し、循環型社会の形成に向けた取組を推進します。

【具体的な施策】

○○○○○○○○

【数値目標】

○○○○○○○○



(4) 放射性物質対策の実施及び情報提供

循環型社会の形成が円滑に行われるよう、環境放射線等のモニタリングや農林水産物の放射性物質検査、放射性物質の動態等に関する調査研究を実施し、測定データや研究成果については県内外の消費者等に正確にわかりやすく情報提供するなど、放射性物質対策を行います。

また、市町村の除染計画に基づく面的除染は、帰還困難区域を除き平成30年3月末までに完了しており、除去土壌等の搬出が完了した仮置場の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組などを推進する必要があります。

第7章 計画の推進

○○○○○○○○○（各主体の連携、役割について記載（調整中））

第8章 進行管理

○○○○○○○○○

資料1 数値目標一覧

○○○○○○○○○（数値目標一覧を掲載（調整中））

資料2 福島県における物質フローの概要

○○○○○○○○○（物質フロー調査（平成29年度の状況）の概要を掲載（調整中））

資料3 用語解説

○○○○○○○○○（用語解説を掲載（調整中））